

令和2年4月8日

1年生保護者の皆様

京都市立堀川高等学校
校長 橋詰 忍

学校における新型コロナウイルスに係る感染症対策について（臨時休業のお知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全国的な感染者の大幅な増加傾向の下、本市においても3月30日（月）～4月5日（日）までの新規感染者が44人となり、その前の週の17人の2.6倍となるとともに、この4日（土）、5日（日）の新規感染者13名のうち11名が、現段階で感染経路不明であるなど、本市域の状況に大きな変化が生じ、危機的な状況となっております。

こうした状況を踏まえつつ、年度当初が、学校と、生徒や家庭・保護者との関係・繋がりをつくるとともに、生徒にとっても、新しい環境の下で学校生活に臨む極めて大事な時期であることを踏まえ、入学式や始業式などを行った上で、**4月10日から休業措置を実施**することが、京都市教育委員会から示されました。このため、本校においても下記のとおり臨時休業としますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間について

4月10日（金）から5月6日（水）まで

- ※ 臨時休業期間は、状況に応じて、変更する場合があります。
- ※ 臨時休業期間中の生徒・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載いたします。引き続き、必ずご確認ください。

2 臨時休業期間までの予定

※ 9日（木）は「①換気の悪い**密閉空間**，②多くの人の**密集**，③近距離・**密接**（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声」の「**3密条件**」が同時に重なる場を避けるために、学年ごとの時差登校とします。

1年生は13:00まで登校禁止、13:30HR着席完了です。13:45からの始業式は十分な換気を行った状態のHR教室で、短時間放送にて行います。

その後は必要な連絡を担当が行い、続けてアリーナ内にて生徒証明書等に必要な個人写真撮影を行います。

- ※ ご家庭の判断で生徒の登校を控えられた場合でも、欠席日数として記録されません。

3 臨時休業期間の対応等

(1) 登校日について

ア 期間中、生徒の健康状態や学習状況を確認したり、家庭での学習課題を示すなどの場として、以下のとおり最低限の登校日を設けます。なお、登校日については、学年ごとに日程を変える、学校の滞在時間を短くする、換気と密集を避けることのできる特別教室で集合する等、可能な限りの対応を取らせていただきます。

- ・1年生は毎週火曜日 9:30 集合 1 時間程度のLHRと個人面談を行います。
- ・1回の登校では、学校の滞在は2時間程度までとします。
- ・集合場所は各クラスごとに連絡しています。
- ・水～金曜日に、個人面談日を設定することもあります。登校の際には、必ず保護者の了解を得るようにしています。

イ 臨時休業中の登校日については、通常の授業日の扱いではありません。欠席のご家庭に連絡事項や学習課題等をお届けするため、登校の確認をしますが、出欠の記録は残りません。

(2) 臨時休業期間の基本的な過ごし方

ア 期間中は、特に、感染拡大防止に取り組むという本措置の趣旨を踏まえ、できるだけ、生徒には自宅で過ごしていただきますよう、ご指導をお願いします。

また、適宜、散歩やジョギングなど、戸外の軽い運動も行うよう、ご指導ください。

イ 別途お知らせしている「臨時休業期間中の健康管理について」をお読みいただき、生徒に配布した「健康観察票」をもとに、ご家庭において、子どもたちと一緒に健康観察に取り組んでください。

この機会に、改めて、生徒はもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

4 臨時休業期間の授業の回復について

今後の情勢を踏まえつつ、国や文部科学省、京都市教育委員会から示される方針を待つて、追ってお知らせいたします。

以上